

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	長柄町 12426
地域名 (地域内農業集落名)	日吉 (榎本、小榎本、徳増、桜谷、長富、鵜谷東部、鵜谷西部、立鳥、針ヶ谷東部、針ヶ谷西部)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	327 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	326 ha
② 田の面積	264 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	62 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による農作物被害が深刻化している。
- ・耕作放棄地や遊休農地は増加傾向にあるため、農地の貸し手・借り手のマッチングが不可欠である。
- ・場所によって谷津田がある。集積・集約も検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域内外からの新規就農者に対し地域で支援する。
さらに、施設整備と生産技術の革新による生産性の向上を図り、農家の収入増加につなげる。
担い手と地域が一体となった生産体制の構築・導入を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
長柄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取り組みはもとより、町、農業委員会、県、農地中間管理機構、長生農業協同組合等との連携を図りながら、農地中間管理機構への貸し付けを推進し、既存の営農組合、認定農業者等への農地の集積・集約化を基本としつつ、農業を担う者による農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22.5	%	将来の目標とする集積率
			60.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
効率的な耕作が行えるよう、更なる農地の集約化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
町、農業委員会、県、農地中間管理機構が一体となって、人員増を伴う組織及び経営基盤の強化を図り、既存の営農組合、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域の農地の貸借は農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営の内の集約化を目指す。また、有害鳥獣被害の多い山間部や山裾沿いなどの耕作条件不利農地が荒廃地とならないよう、果樹等の作付け推奨など当該農地の担い手確保に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
農業の生産効率の向上を図るため、農業者の要望を踏まえて用排水路等の基盤整備に取り組む。また、基幹施設整備の適切な機能保全を図るため、国県の補助妻帯を得ながら定期的な改良事業の実施はもとより、通常時における各種施設設備の点検・設備の充実及び適正化を図る。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
町、農業委員会、県、長生農業協同組合等と連携し、新たに農業経営を行う者に対し、農地提供の有無、就農のノウハウ、有機野菜や一般農作物の栽培方法等のITを活用した多様な情報発信の実施、就農への動機づけとなる消費者ニーズ等の情報提供、セミナーや先進地視察、実施研修会の開催等により多様な経営体を確保し、地域の後継者として育成・支援に努める。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境を整備する。これにより離農に歯止めがかかり、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①長柄町有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。
- ②有機肥料の使用を奨励するとともに、特産品やブランド品の創出を図る。
- ③農作業の省力化を目標とした、農業用ドローン等を活用した次世代型農業「スマート農業」の併用を図る。
- ⑤果樹の作付についての検討を進める。
- ⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、地域ぐるみの取組によって遊休農地の発生防止に努める。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	1	水稻	3.6 ha	ha	水稻	3.6 ha	ha		
認農	2	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha		
利用者	3	水稻	25.1 ha	ha	水稻	25.1 ha	ha		
認農	4	水稻	22.8 ha	ha	水稻	22.8 ha	ha		
認農	5	水稻・椎茸	1.6 ha	ha	水稻・椎茸	1.6 ha	ha		
認農	6	水稻	4.2 ha	ha	水稻	4.2 ha	ha		
利用者	7	水稻	3.8 ha	ha	水稻	3.8 ha	ha		
利用者	8	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha		
利用者	9	水稻	7.6 ha	ha	水稻	7.6 ha	ha		
認農	10	水稻・果樹	2.7 ha	ha	水稻・果樹	2.7 ha	ha		
認農	11	水稻・露地野菜	1.2 ha	ha	水稻・露地野菜	1.2 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		73.4 ha	0 ha		73.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	長柄町植物防疫協会	水稻病虫害防除	水稻
2	長柄町鳥獣被害防止対策協議会	電気柵、わなの購入及び捕獲	農作物全般

6 目標地図(別添のとおり)